



島根県済生会江津総合病院及び
島根県済生会高砂ケアセンターの清掃業務委託契約に係る
一般競争入札(最低価格落札方式)公告

島根県済生会江津総合病院が発注する清掃業務委託契約について、一般競争入札(最低価格落札方式)を実施するので、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会 契約手続要領 第6条の規定により公告します。

平成31年3月1日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
島根県済生会
支部長 田中増次

1. 競争入札に付する事項

(1) 業務名

島根県済生会江津総合病院及び島根県済生会高砂ケアセンターの清掃業務委託契約

(2) 委託場所

江津市江津町 1016-37 島根県済生会江津総合病院

江津市江津町 1110-15 島根県済生会高砂ケアセンター

(3) 契約行為者

次のとおり各施設を契約行為者とする

(1) 江津市江津町 1016-37

社会福祉法人^{恩賜財団}島根県済生会江津総合病院 院長 中澤 芳夫

(2) 江津市江津町 1110-15

社会福祉法人^{恩賜財団}島根県済生会高砂ケアセンター センター長 栗村 敬

(4) 契約期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

※ただし、新たに業務を受けた委託業者は、速やかに準備を実施し、委託開始日の平成31年4月1日までの間に、現受託業者による引継ぎを受けること

(引継ぎ完了報告書を提出すること)

※引継ぎにかかる費用は新たな受託業者の負担とする

(5) 委託業務の基本方針

医療介護福祉施設における清掃業務は、安全で安心な医療・介護の提供の基礎となるものであり、患者・利用者の病院並びに施設に対する満足に直結するものであることから、特に重要な業務である。

この業務とは、マニュアルに基づく標準化が要求され、また、病院並びに施設の一員であるとの認識のもと、挨拶の励行など、業務に対する姿勢が高いレベルで徹底されていなければならない。

また、発注者と受託業者がパートナーシップを組んで、適正な建物保全業務の実施に努め、病院施設は財産であることを深く認識し、次世代に継承する責任があることを忘れてはならない。

よって委託業者が変更した場合でも質の低下(人員を過度に削減すること、粗悪な品質管理による)を招くことは絶対にあってはならないことであり、仮に質の低下を招く恐れがあると判断した場合、又質の低下を招いたときは、契約行為者は契約期間中であっても契約を解除できるものとする。またその場合の当該契約に要した費用(人件費、材料費、その他すべての費用等)は受託者の負担とし、契約行為者はいかなる費用負担も負わない。

(6) 仕様

別紙、「仕様書」、「作業基準表」、「平面図」を参照

2. 入札参加資格

- (1) 契約の履行にあたり、役務の提供において、指名等停止基準その他の島根県の機関が定める指名停止または指名保留の期間中でないこと。
- (2) 病床数が200床以上の病院内の清掃業務について、過去3年間の営業年度に2年以上の業務委託を元請として履行した実績を有すること。
- (3) 島根県の庁舎清掃業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱においてはA等級に格付けされた者であること。
- (4) 江津市・浜田市・益田市・大田市の取引業者登録制度に係る登録をしている者であること。
- (5) 医療法第15条の2の厚生労働省令で定める基準に適するとして(財)医療関連サービス振興会編、医療関連サービスマーク(院内清掃)認定業者であること。
- (6) 医療関連サービスマーク認定事業者で、病院清掃委託責任者講習会を終了し、常駐員として配置できる者であること。
- (7) 島根県の建築物環境総合管理業登録証明書(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項)の登録者であること。
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律(第43条第5項)の規定に基づく障害者の雇用状況を満たしていること。
- (9) 島根県西部の各企業の経営実態は厳しく、人員整理にも及んでいる現状から、島根県に本社を有し、地域の発展に貢献出来、雇用の安定と生活を確保又、緊急時の対応が可能な地域として、島根県西部(益田市・浜田市・江津市・大田市)に本社・営業所を有し、常駐員の配置及び島根県西部(益田市・浜田市・江津市・大田市)での病院清掃業務の実績のある者であること。

(10)ISO9001の取得及もしくは病院清掃管理業務を統括的に評価できる品質インスペクター、又はそれに相当する管理者を配置できる者であること。

(11)島根県済生会江津総合病院ならびに済生会高砂ケアセンターにおいて、医療費等を滞納している者が従事者としていないこと。

3. 参加資格申請手続き

(1)2. の入札参加資格を充たした上で本件入札に参加する意思のある者は、競争入札参加申請書及び関係書類を提出すること。

(2)競争入札参加申請書(第1号様式)に次の書類を添付すること。

- ①島根県入札参加資格証の写し
- ②清掃業務契約の受託実績書
- ③最新の財務諸表の写し
- ④業務の概要がわかるパンフレット
- ⑤当該入札担当者の名刺

※提出する関係書類は、すべてA4版にして①～⑤の順番で本申請書に綴じて1部提出すること。

尚、提出した証明書等について説明を求められた場合には、これに応じること。

(3)提出方法については持参又は郵送(書留郵便)とする。

(4)提出期限については平成31年3月8日(金)午後2時迄とする。

(5)提出場所については以下のとおり。

〒695-8505

島根県江津市江津町1016-37

社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部島根県済生会江津総合病院

企画経営課 用度係 松本宛て(連絡先(代表):0855-54-0101)

(6)申請書等の作成及び提出に係る費用については提出者の負担とする。

(7)提出された申請書等は返却しない。

(8)提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

(9)入札参加資格確認結果については入札参加資格確認結果通知書をもって通知する。

4. 入札説明会等

(1)入札説明会は行わない。

(2)質問などについては平成31年3月8日(金)までを目途に受付・回答する。

(3)質問がある場合には文書にて受け付ける。(様式は問わない)

(4)電話又は口答による質問は認めない。

(5)回答については参加者全員にFAXにて行う。

5. 入札日時及び場所

(1) 日時

開札 平成31年3月15日(金) 午前11時

(2) 場所

〒695-8505

島根県江津市江津町1016-37

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部島根県済生会江津総合病院 2階第1会議室

6. 業者選定の方法等

最低価格方式を採用し、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

7. 入札書等

(1) 入札に際しては、以下の書類を提出すること。

- ① 入札書(仕様書を基に当該業務に関わる一切の費用を含む総額とすること)
- ② 代理人が入札しようとする場合は委任状
- ③ 入札参加資格確認結果通知書の写し
- ④ 入札しようとする者の名刺(身分がわかるもの)

(2) 入札に際しては、以下の点について留意すること。

- ① 当該入札価格で入札した根拠は何であるか
- ② 当該入札価格で対象となる契約の適切な履行は可能であるか
- ③ 仕様書の基準を充たしているか、契約内容に適合した履行の確保の観点から資材単価、労務単価、下請代金等の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等が証明できるか。

8. 入札方法等

- (1) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 再度入札は1回までとする。
- (3) 落札しない場合は、随意契約によることとし、入札金額の低い業者から順に随意契約の対象とする。
- (4) 代表者より権限を委任された代理人をもって入札するときは、委任状を提出すること。委任状が無い場合は入札を認めない。
- (5) 入札を辞退する者は、辞退届けを提出すること。

9. 無効入札

- (1) 入札者として資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格を競り上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (5) その他契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

10. 入札の中止

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、当該入札を中止する。

11. 契約

- (1) 契約書作成の要否
要する。
- (2) 契約金額
契約金額は落札された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額で執り行うものとする。

12. 入札保証金

免除する。

13. 入札結果の公表

入札結果については開札した日の翌日から起算した3日までに契約名・落札業者を当院ホームページにて公表する

14. その他

入札後、いかなる場合でも入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

15. 問い合わせ先

土日祝日を除く午前8時30分～午後5時まで

〒695-8505

島根県江津市江津町1016-37

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部島根県済生会江津総合病院

企画経営課 用度係長 松本 哲

電話(代表):0855-54-0101

FAX:0855-54-0171